

平成 28 年 1 月以降、社会保障・税・災害対策分野の中で、法律・条例で定められた申請や手続において、マイナンバーの記載が始まります。  
その申請や手続をする際は、下記の本人確認書類が必要です。

- 例えば、医療保険、介護保険、児童手当、生活保護の申請や手続など。  
(該当する申請や手続は、それぞれの窓口にお問い合わせください。)
- ※ 税の申告は、平成 29 年の申告(平成 28 年分)から、マイナンバーの記載が始まります。  
上記の申請や手続の際は、本人確認(マイナンバーの確認と身元確認)が必要です。



#### 本人が申請や手続を行う場合

- ◎ 個人番号カードをお持ちの場合は、マイナンバーの確認と身元確認が、カード 1 枚でできます。
- ◎ 個人番号カードをお持ちでない場合は、下記のとおり、原則、2 種類以上の書類が必要です。

①マイナンバーの確認	②身元確認
<ul style="list-style-type: none"><li>◎ 住民票を有する全ての人に配布される<u>通知カード</u></li><li>◎ マイナンバー付の住民票</li></ul>	<p>官公署発行の顔写真付証明書 1 点 (例: 運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など)</p> <p>官公署等発行の顔写真なしの証明書 2 点 (例: 健康保険証、介護保険証、各種医療証、年金手帳、児童扶養手当証書、社員証、学生証、生活保護受給者証、恩給等の証書など)</p>

#### 代理人が申請や手続を行う場合

- ◎ 必要書類は、①代理権の確認書類、②代理人の身元確認書類および③本人のマイナンバーの確認書類です。
- ① 代理で申請や手続をされる場合の代理権の確認書類
  - ア 法定代理人の場合は、原則、戸籍謄本、その他その資格を証明する書類が必要です。
  - イ 任意代理人の場合は、原則、委任状が必要です。
- ② 代理人の身元確認書類は、上記の「身元確認書類」と同様の書類が必要です。
- ③ 本人のマイナンバーの確認書類は、上記の「マイナンバーの確認書類」と同様の書類が必要です。